

⑤ 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

申・問 子ども福祉課(内線 166)

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

		支給対象者	申請方法
①	申請不要	令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方	申請は不要です。7月15日(木)に児童手当等で指定されている口座へ振り込みされます。
②	申請が必要	①のほか、対象児童(18歳年度末の子、障がい児については20歳未満)の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるか、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の所得となった方	申請書類を窓口に直接提出してください。 詳しくは市ホームページ ⇒「子育て世帯生活支援特別給付金」で検索。

※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

※ひとり親世帯への給付金については既に実施しています。

支給額 児童1人あたり一律5万円

申請期限 令和4年2月28日(月)

⑥ 営業時間短縮要請等関連事業者に一時金を支給します

申・問 茨城県事業者支援一時金相談窓口 TEL 029-301-5558



県からの営業時間短縮要請および外出自粛要請の影響を受け、売り上げが大きく減少した事業者に一時金を支給します。

対象 次のいずれかに該当する県内に本店または主たる事業所をおく事業者

(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者

※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外

(2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者 ※1~2月分の一時金を受給した方も対象

主な要件 令和3年4月から6月のいずれかの月の売り上げが、対前年(または前々年)同月比で30%以上減少していること

支給額 1事業者あたり一律20万円(1回限り)

申込方法 書面申請またはいばらき電子申請・届出サービスでお申し込みください。

申込期限 8月31日(火) ※当日消印有効

⑦ 笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します

問 秘書課(内線 227) 議会事務局(内線 303)

笠間市政治倫理審査会から、市長、副市長、教育長および市議会議員の「資産等報告書」および「所得等報告書」の審査結果について意見書が提出されましたので、次のとおり閲覧を実施します。

閲覧期間 7月21日(水)から5年間 ※ただし、土、日、祝日、年末年始は除く。

閲覧時間 午前8時30分~午後5時15分

閲覧場所 秘書課：市長・副市長・教育長分 議会事務局：市議会議員分

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>